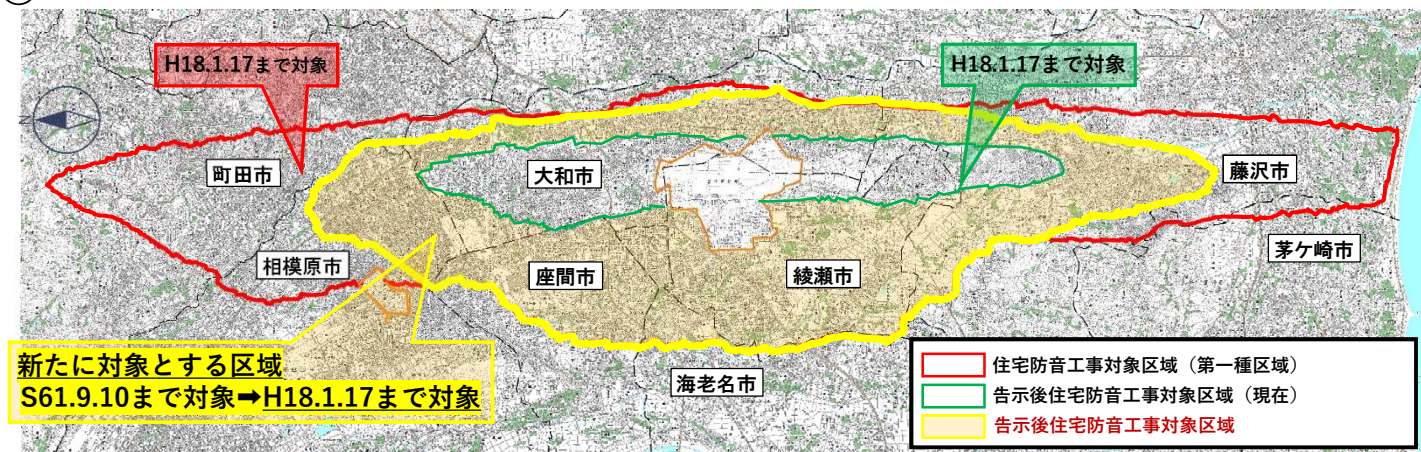


## 厚木飛行場に係る告示後住宅の防音工事について

厚木飛行場周辺における 75W以上85W未満の区域（下図の黄色の範囲） に所在する住宅に対する防音工事は、これまで昭和61年9月10日までに建設された住宅を対象として実施していましたが、今般、平成18年1月17日までに建設された住宅まで対象範囲を拡大し、告示後住宅防音工事を実施することとしました。

### ○ 対象となる区域・住宅



対象となる区域	対象となる住宅	
町田市金森5丁目及び6丁目	旧	昭和61年9月10日までに建築された住宅
	新	平成18年1月17日までに建築された住宅

### ○ 希望届受付期間：令和8年2月2日（月）から開始

- 新たに対象となる告示後住宅の防音工事の実施は、希望届の先着順ではなく、一定の期間内に受付した希望届を建築年月が古い順に実施します。

※ 希望届受付期間は、令和9年秋頃までを予定。

### ○ 防音工事を希望される方について

- 住宅防音工事を希望される方は、「住宅防音工事希望届」に必要事項を記入又は入力の上、郵送又は電子メールにて北関東防衛局企画部住宅防音課へ提出してください。

※ 神奈川県所在自治体については、南関東防衛局企画部住宅防音第1・2課(TEL：045-211-7113)にお問い合わせください。

### ○ 住宅防音工事希望届について

- 当局ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.mod.go.jp/rdb/n-kanto/kichi-syuhen/sesaku/zyuubou>)

#### 【希望届の提出・問い合わせ先】

〒330-9721 さいたま市中央区新都心2-1

北関東防衛局 企画部 住宅防音課

TEL：048-600-1821

